



市政情報

市議会



議会事務局

☎53-5841

市議会は、市民から選挙によって選ばれた市民の代表者である市議会議員によって構成されますが、市議会議員には、本市に選挙権のある人で、満25歳以上の人ならだれでも立候補できます。なお、議員の任期は4年です。

市議会は、議決機関と呼ばれ、市民の要望を市政に反映させるため、予算、条例などの議案を始め、請願等についてきめ細かく審議し、どのように処理すべきかを判定します。

また、市議会は、市政の方針や行政が、公平かつ公正、効率的に運営されているか、市長が執行機関として行う事務や事業などをチェックします。

なお、市議会と市長は、お互いに独立した立場から協力しあい、市民生活の向上に努めています。

● 定例会・臨時会

議会には、定例会と臨時会があり、定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開きます。臨時会は、次の定例会までの間に議決が必要となったときに開きます。

● 傍聴

傍聴手続きは次のとおりです。

- 申込書は本人が直接議会事務局に提出してください。
- 電話又は口頭による申込みはできません。
- 申込書の受付は、先着順とし、定員に達したときはそれ以降の受付は行いません。

✿ 本会議

開会中はいつでも傍聴することができます。

会議の当日、議会事務局にて傍聴の受付を行っていますので、傍聴券に住所・氏名・年齢を記入して傍聴席にお入りください。なお、傍聴席は43席用意しています。

開会中は、市役所1階ロビーのテレビで本会議中継をご覧になることができます。また、議会の情報公開の一環として、ケーブルテレビでは録画配信を、インターネットではライブ配信と録画配信を行っています。

✿ 委員会

開議時刻の30分前から15分前までの間に議会事務局にて受付を行っています。

委員会の傍聴は、座席の都合上5名に限らせていただきます。

✿ 全員協議会

傍聴はできませんが、市役所1階ロビーのテレビでご覧になることができます。

● 請願・陳情

市民は市政についての要望や意見を議会に出すことができます。議員の紹介があるものは請願として取り扱います。請願書・陳情書は邦文を用いて作成し、宛名を市議会議長として議会事務局へ直接持参してください。(郵送による提出は審査の対象となりません。)

詳しくは議会事務局へお問い合わせください。

選挙



選挙管理委員会

☎53-5837

● 選挙権

選挙権は、憲法に保障された私たちの基本的な権利です。大切なこの権利を無駄にすることのないよう、選挙には積極的に投票しましょう。

● 選挙人名簿の登録

選挙の際に投票するには、選挙人名簿に登録されていなければなりません。

選挙人名簿の登録は、選挙管理委員会が住民基本台帳に基づいて職権で行います。

✿ 登録の資格

- 満18歳以上の日本国民であること。
- 住民票が作成された日から引き続き住民基本台帳に3か月以上登録されていること。
- 公民権が停止されていないこと。

✿ 登録の時期

▶ 定時の登録

毎年3月・6月・9月・12月の1日現在で、新たに登録資格のある方を選挙人名簿に登録します。

✿ 登録の抹消

次の場合には、選挙人名簿から抹消されます。

- 死亡又は日本国籍を喪失したとき
- 市外に転出後4か月を経過したとき

● 投票所入場券

投票は、郵便により配付される投票所入場券を持って、決められた投票所で行ってください。

入場券が届かなかったり、紛失したりした場合でも投票できますので、その旨を投票所で係員に申し出てください。

● 身体の不自由な方のために

投票所で体が不自由なため自分で記載できない人は、係員に申し出て代理投票ができます。目の不自由な人は、点字でも投票できます。

また、すべての投票所には車いすが用意してありますので、ご利用ください。

● 期日前投票

投票日に出張や旅行、病気などやむを得ない理由で投票所へ行けない人は、期日前投票をすることができます。

- ▶ 期間 告示(公示)の翌日から投票日の前日まで
- ▶ 時間 午前8時30分～午後8時
- ▶ 場所 小矢部市役所1階ロビー

● 病院施設等での不在者投票

病院などで、選挙管理委員会が指定した施設に入院・入所している人は、その施設内で不在者投票ができます。

● 郵便による不在者投票

次の要件のいずれかに該当する人は、選挙管理委員会から「郵便投票証明書」の交付を受けていれば、投票用紙を請求して、郵便によって不在者投票をすることができます。

- ①身体障害者手帳又は戦傷病者手帳に記載されている障害が、次の程度に該当する人

障害の種類 交付手帳	両下肢、体幹、 移動機能	心臓、じん臓、 呼吸器、ぼうこう、 直腸、小腸	免疫、 肝臓機能
身体障害者手帳	1級又は2級	1級又は3級	1級から 3級まで
戦傷病者手帳	特別項症から 第2項症まで	特別項症から 第3項症まで	

- ②介護保険被保険者証に記載されている要介護状態区分が要介護5の人

- 郵便による不在者投票の対象者で、次の表の要件にも該当する人は、あらかじめ選挙管理委員会に届出をした代理記載人1名(選挙権を有する者)に、投票に関する記載をさせることができます。

交付手帳	障害の種類	等級等
身体障害者手帳	上肢・視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢・視覚	特別項症から第2項症まで

※郵便で投票する場合に、投票用紙などを請求できるのは投票日の4日前までです。

※郵便投票証明書は、上記①の場合は7年ごと、②の場合は被保険者証の有効期限に更新が必要です。

● 投票区

投票区名	投票区の区域
石動第1投票区	城山町、八和町、畠中町(ただし、1番から7番まで、11番及び12番の区域)、今石動町一丁目(ただし、4番の区域の一部)、新富町、中央町、観音町、西町、石動町、本町、小矢部町、今石動町二丁目(ただし、10番の区域)、泉町、上野本、今石動町、小矢部、後谷の一部、野端の一部
石動第2投票区	西福町、東福町、今石動町一丁目(ただし、1番から3番まで、4番の区域の一部及び5番から8番までの区域)、今石動町二丁目(ただし、1番から9番まで及び11番から13番までの区域)、畠中町(ただし、8番から10番までの区域)
南谷投票区	後谷の一部、安楽寺、道坪野、峯坪野、谷坪野、論田、岩尾滝、峠、荒間、千石、嘉例谷
埴生投票区	埴生、石坂の一部、長、道林寺、蓮沼、綾子、野端の一部、後谷の一部、福久新、沼新、メルヘンランド
松沢投票区	和沢、福上、次郎島新、下島、島、茄子島、福久、小神、野寺、高木出、赤倉、鷲島
正得投票区	七社、五社、道明、水落、柳原、石名田
荒川投票区	芹川、地崎、岡、石王丸、宇治新の一部、坂又、田川の一部
子撫投票区	田川の一部、西中野、桜町、畠中、法楽寺、横谷、宮須、六郎谷、宇治新の一部
宮島投票区	宮中、矢波、屋波牧、嶺、岩崎、糠子島、清原、原牧、原牧新、別所滝、了輪、高坂、下屋敷、名ヶ滝、二ノ滝、菅ヶ原、北屋敷、森屋、久利須
北蟹谷投票区	松永、松尾、棚田、北一、末友、戸久新、安養寺新、今寺、川開新、末沢新、臼谷、人母、内山、五郎丸、八講田、八伏、石坂の一部、フロンティアパーク
若林投票区	金屋本江、西中、下中、水牧
津沢投票区	津沢、岩武、清沢、本江、清水、蓑輪、興法寺、下川崎、新西、西島、鴨島、戸久の一部、津沢一丁目
水島投票区	水島、下後亟、内御堂、経田の一部、胡麻島、西川原
藪波・東蟹谷投票区	浅地、矢水町、高木、安養寺、戸久の一部、名畑、西川原新、経田の一部、藤森、小森谷、杉谷内、渋江、平田、平桜



行政案内

● 市民意見募集(パブリックコメント)制度

問 総務課 ☎53-5837

この制度は、市が基本的な政策等を立案する過程において、立案の趣旨など必要な事項を公表し、公表したものである市民等からの意見の提出を受け、政策等の意思決定を行うものです。

政策等の案については、あらかじめ広報おやべ・市ホームページにおいてご案内し、電子メールや市役所などに設置してある意見箱へ意見を提出することができます。

● 情報公開制度

問 総務課 ☎53-5837

情報公開の請求に基づいて、行政情報の公開(閲覧や写しの交付)を行っています。請求は、どなたでも行うことができます。

請求があれば、行政情報を公開することを原則としていますが、個人のプライバシーや公共の利益を守るため、公開できない場合があります。

※公開の請求や閲覧は無料ですが、写しの交付の場合は、コピー代金、郵送料等の実費がかかります。

● 個人情報保護制度

問 総務課 ☎53-5837

市民の皆さんのプライバシーを守るため、市が保有する個人情報の適正な取扱いについての基本的なルールを定めています。

自分の個人情報が適正に取り扱われているかを確認するため、その開示を請求することができます。また、開示された内容が事実と異なる場合は、訂正を求めることができます。

● 小矢部市ホームページバナー広告募集

問 企画政策課 ☎53-5828

市ホームページにバナー広告を掲載してみませんか。

▶掲載位置 トップページ

▶広告料金 月額5,240円(1枠)

● 広報おやべ有料広告掲載募集

問 企画政策課 ☎53-5828

広報おやべでは企業や事業所、店舗などの有料広告の掲載を募集しています。

▶掲載料 10,190円(月額1枠あたり)※割引制度有

▶申込期限

掲載月の前月1日(5月号に掲載の場合は、4月1日まで)

ケーブルテレビ

問 DX推進課 ☎53-5852

ケーブルテレビのお申込み・お問合せは、指定管理者のとなみ衛星通信テレビ株式会社が受け付けます。

〒939-1533 南砺市八塚568-2

となみ衛星通信テレビ株式会社

☎0763-22-7600

フリーダイヤル 0120-476-764

(月～土 9:00～17:30)

TSTコールセンター

☎0800-123-1073(年中無休6:00～24:00)

※上記にてインターネットサービスに関するお申込み・お問合せも受け付けています。

広 告

市政情報



ケーブルのある暮らしなら 毎日がもっと楽しくなる

家族全員おトクにしたい!

ケーブルスマホ

月額利用料が安い!
使い方の相談やサポートが充実
セキュリティもバッチリです

ケーブルスマホ

スマホでもコミチャンが観たい!

動画配信アプリ ロコテレ

地域情報番組をアプリでいつでも
視聴可能! TSTだけでなく
全国のご当地番組も楽しめる!

ロコテレ

→アプリインストール
はこちらから

となみ野地域をもっと知りたい!

コミュニティチャンネル (9ch)

となみ野のニュース、イベント、
祭り、子どもたちの様子など
となみ野の"今"がわかります

9ch

オンラインゲームで遊びたい!

TST光インターネット

地域専用回線なので混み合う
時間もストレスフリー!
小矢部市全域でサービス提供中です

地域最速級!
TST光インターネット 10Gbps (一部地域にて提供中)

**放送と通信で
お客様のニーズに
お応えします!**

お問い合わせは
TSTまで!

となみ衛星通信テレビ

南砺市八塚 568-2 ☎0120-476-764 TSTとなみ 検索